

5 特定口座についてのご留意事項

特定口座のお申込み・ご利用にあたっては、必ず「特定口座約款」をご覧ください。

◆ご留意事項

- 特定口座は、国内にお住まいの個人のお客様が、1金融機関に1口座のみ開設することができます。
- 特定口座を開設いただく前のお取引は特定口座に移管できませんので、譲渡損益計算や税額計算の対象とはなりません。
- 特定口座での譲渡損益計算や税額計算の基準日は、受渡日を基準とします。
- 特定口座開設後の国内公募株式投資信託のお取引は、原則として特定口座を通じて行います。
- 確定申告により、配偶者控除や扶養控除等の所得控除に影響がある場合があります。また、国民健康保険の保険料等は自治体によって計算方法が異なるため、確定申告によって保険料等が変わることがあります。
- 特定口座への国内公募株式投資信託の預け入れおよび特定口座でのお取引については、各種法令・通達等に従います。各種法令・通達等の内容が変更された場合には、変更後の内容に従うものとします。

投資信託ご購入にあたってのご確認事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、組入れた有価証券等の値動き、運用先の信用状況の変化、金利、為替相場の変動等により、基準価額が変動し、元本割れを生じ、損失を被る可能性があります。
- 投資信託は、預金と異なり元本および分配金の保証はありません。
- 投資信託へのご投資には、ファンド毎に定められた手数料等をご負担いただきます。
 - ・お申込手数料 お申込代金に対して最大3.15%（消費税込）
 - ・信託報酬 ファンドの純資産総額に対して最大1.974%（消費税込）
 - ・信託財産留保額 換金時の基準価額に対して最大0.5%
 - ・その他費用 有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても、信託財産から差引かれます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率および上限等を表示することができません。また、当該諸費用等の合計額については、お客様がファンドを保有する期間に応じて異なりますので、表示することができません。
- お申込みの際には、必ず契約締結前交付書面をよくお読みください。